

今がチャンス！

高効率空調・照明等の更新に補助金がでます！！

補助事業名：平成29年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業
Ⅱ.設備単位での省エネルギー設備導入事業（設備単位）

公募期間：平成29年5月25日（木）～6月26日（月）

1事業あたりの補助金上限額 3,000万円以内
1事業あたりの補助金下限額 50万円以上
（中小企業者様、個人事業主者様の場合、30万円以上）

設備費用のみ
1/3 以内
補助

経済産業省では、既存の設備を対象設備に更新した事業者に対して、設備費の1/3以内を補助する支援事業※を実施します。設備改修をご検討の皆様、この機会に踏み切りませんか？

※申請方式で採択された事業に補助金が支給されます。

※導入設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、基準値以上の設備が対象です。
対象製品は必ず弊社営業担当者にご確認ください。

◆対象製品（例）

店舗・オフィス用エアコン

FIVE STAR
ZEAS



ビル用マルチエアコン

VRV



トップランナー基準対象機種

ターボ冷凍機



高効率空調設備

高効率二段ターボ冷凍機

チリングユニット



HEXAGON
Force
MODULE CHILLER

ガスヒートポンプエアコン



GHPX AIR II
GHPXシリーズ

付帯設備

全熱交換器



全熱交換器ユニットベンチマーク

エアハンドリングユニット



（注）空調更新と同時導入が必要

業務用給湯設備

業務用給湯器



MEGA-Q
大型業務用ヒートポンプ給湯システム

1 対象となる事業者

国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主（青色申告者）

既築の事業所において、使用している設備を更新する事業であること（新築や新設は対象外）

なお、既設の設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所への設備導入する場合も対象

※ESCO事業やリース事業等、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合は共同申請となる。

※事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会も対象。事業者は認可書を要提出。

2 補助対象機器

「参考1 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準エネルギー消費効率一覧表」に該当する設備であり、下記の全ての要件を満たすこと（添付参照）

①既設設備と導入する補助対象設備の使用用途が同じであること

②導入する設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、基準値以上の設備であること

③エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること等

3 補助率・予算額

予算額：234億円の内数

補助率：1/3以内 ※設備費のみ補助対象（運搬費・据付費、試運転調整費は含まない）

1事業あたりの補助金上限額 3,000万円以内

1事業あたりの補助金下限額 50万円以上（中小企業者及び個人事業主の場合、30万円以上）

※中小企業とは、中小企業基本法第二条に準じる企業（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38HO154.html>）

例えば製造業、建設業等を営む業種で資本金が3億円以下もしくは従業員数が300人以下の企業

但し、「医療法人」「社会福祉法人」「学校法人」「宗教法人」「NPO法人」「地方公共団体」等は中小企業者とならない。

4 スケジュール

○公募開始～交付決定

公募期間：H29年5月25日（木）～ 6月26日（月）12時（必着）



○交付決定（事業開始）～事業完了

事業期間：交付決定日（8月下旬予定）～平成30年1月31日（水）



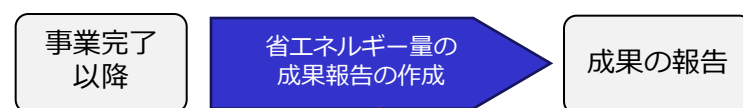
○事業完了～補助金の支払い

必要に応じて現地検査実施



事業完了後30日以内または
SIIが定める日(交付決定後に通知)のいずれか早い日まで

○事業完了以降



成果報告内容と成果報告時期は
交付決定後に別途通知される

5 審査の評価項目

Vol.269
(3/3)

- ・省エネルギー効果及びピーク対策効果
- ・費用対効果 **補助対象経費 1 千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量又はピーク対策効果量**
- ・中小企業者、個人事業主及び中小企業団体等の省エネルギー事業

6 その他、注意事項等

- (1) 特定メーカーまたは機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと
仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定される場合を含む。
- (2) 償却資産登録される設備であること。
- (3) 「中小企業経営強化法（固定資産税の特例）」「中小企業経営強化税制」「商業・サービス業活用化税制」との併用は可能。
「グリーン投資減税」との併用不可

7 問合せ先窓口及び提出先

「工場・事業場単位」と「設備単位」では郵便私書番号と
郵送宛先が異なるため注意が必要

〒115-8691

日本郵便株式会社 赤羽郵便局 郵便私書箱 14号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

エネルギー使用合理化等事業者支援事業

Ⅱ.設備単位 交付申請書在中

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

TEL:042-303-4185 (IP電話からのご連絡)

➤ 対象設備の基準値(1/2)

(注) 表中のAPF値は2006の値

種別	性能区分			基準値
				APF
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形のものと及び下記以外のもの) 店舗・オフィス 例) FIVE STAR ZEAS	4方向カセット形 例) S-ラウンドフロー II-ラウンドフロー	3.6kW未満	6.0 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$6.0-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$6.0-0.12 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$5.1-0.060 \times (A-20)$ 以上
		4方向カセット形 以外 上記以外	3.6kW未満	5.1 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$5.1-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.1-0.10 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$4.3-0.050 \times (A-20)$ 以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 ビル用マルチエアコン 例) VRV Xシリーズ、VRV QXシリーズ		10.0kW未満	5.7 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.7-0.11 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 40.0kW未満	$5.7-0.065 \times (A-20)$ 以上
			40.0kW以上 50.4kW以下	$4.8-0.040 \times (A-40)$ 以上
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のものと及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のものと」は、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20kW未満	4.9 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.9 以上
		ダクト形	20kW未満	4.7 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.7 以上

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
 2. 寒冷地仕様については、性能区分ごとの基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8 ビル用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
- その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のものの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- ・APF2006の製品カタログ記載値が基準値を満たしていれば申請することができる。ただし、製品カタログにAPF2015しか記載がない場合、APF2015が基準値を満たすこと。
- ・室外機を連結して導入する場合は、連結後の能力(kW)に該当する基準値を満たすこと。ただし、連結後の能力(kW)が基準値一覧の能力(kW)を上回る場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- ・水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- ・店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準値を満たすこと。

<参考1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表>
<高効率空調>

添付1
(2/2)

➤ 対象設備の基準値(2/2)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFP
2-2.ガスヒートポンプエアコン 例) エグゼアⅡ	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.07 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.22 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59 以上
	冷房能力が56kW以上	1.70 以上

<備考>

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
2. 期間成績係数(APFP)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

■その他の注意事項

- ・APFP2015の製品カタログ記載値が基準値を満たすこと。
- ・GHPチャートとして導入する場合も、基準値を満たしていれば対象とする。

種別	性能区分	基準値
2-3.チリングユニット 例) JIZAI	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.3 以上 ※2

<備考>

- ※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

■その他の注意事項

- ・空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を満たすこと。
- ・製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-5.ターボ冷凍機	-	5.0以上 ※

<備考>

- ※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心性圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- ・空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- ・製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

<業務用給湯器> MEGA・Q、業務用エコキュート

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
4-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	-	3.0以上 ※1

<備考>

- ※1 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)
- ※2 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。